

西宮市限定住記オンライン検索利用に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、限定住記のオンライン検索を必要とする部課等に対し、住民記録システムのデータベースに記録された情報を提供するに当たっての遵守すべき事項及び手続を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 限定住記 住民記録システムのデータベースに記録された情報から戸籍、国籍・地域、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する区分に応じて住民票に記載する事項及び印鑑等に関する事項を除いた情報をいう。
- (2) オンライン検索 端末機に関する一般手順書3-(1)-ア-(7)に規定する住民情報系端末機（以下「端末機」という。）により個人を検索することをいう。
- (3) 端末機管理者 I S M S 運用組織に関する一般手順書2-(6)に規定する端末機管理者をいう。
- (4) I C カード 共通オープン基盤に関する一般手順書27に規定するI C カードをいう。

(検索要望)

第3条 限定住記のオンライン検索の利用を要望する部課等（以下「要望課」という。）は、限定住記検索要望書（様式第1号）を市民課担当課長に提出しなければならない。

(審査)

第4条 利用の可否の審査は、次に定める基準により市民課担当課長が行う。

- (1) 業務内容 事務処理時間の削減又は市民サービスの向上が図れるか。
- (2) 検索事項 業務内容に照らし検索事項が適切か。
- (3) 法的根拠の有無 法令又は条例等に根拠があるか。
- (4) 検索性と検索期間 検索性及び検索期間が適切か。
- (5) 端末機 使用する端末機が明確であるか。
- (6) 端末機管理者 端末機管理者が明確であるか。
- (7) 端末機操作員 端末機操作員が明確であるか。

2 市民課担当課長は、必要に応じ、要望課に資料の提出を求めることができる。

(協議)

第5条 市民課担当課長は、利用の可否を審査するにあたり、デジタル推進課担当課長と協議するものとする。

(通知)

第6条 市民課担当課長は、利用の可否の審査結果について要望課に限定住記検索要望審査結果通知書(様式第2号)で通知するものとする。

(ICカードの管理)

第7条 市民課担当課長は、限定住記のオンライン検索を認めた部課等(以下「利用課」という。)の長又は端末操作員のICカードを限定住記にアクセスできるようにするものとする。

2 端末機操作員は、オンライン検索又は画面のハードコピーの取得をするときは、当該端末機操作員本人のICカードを用いて操作しなければならない。

3 利用課の長は、限定住記にアクセスできるICカードを適切な方法で管理しなければならない。

(秘密の保持)

第8条 限定住記のオンライン検索を利用する者は、オンライン検索により知り得た個人情報を漏らしてはならない。

(画面のハードコピーの取得)

第9条 利用課の長は、検索した画面のハードコピーを取得してはならない。ただし、特別の必要があるものと認めて市民課担当課長が承認した利用課については、この限りではない。

(画面のハードコピーの廃棄)

第10条 前条ただし書きの規定により画面のハードコピーの取得を承認された利用課は、利用目的終了後、速やかに取得した画面のハードコピーを焼却処分等により廃棄しなければならない。

(検索記録等の確認)

第11条 市民課担当課長は、デジタル推進課担当課長に対し、端末機操作員ごとの限定住記のオンライン検索に係る操作記録の提出を求め、検索要望書に記載された内容と異なる検索が行われていないか定期的に又は随時に確認するものとする。

2 市民課担当課長は、第9条ただし書きの規定により画面のハードコピーの取得を承認されていないにもかかわらず画面のハードコピーを取得していたことを確認したときは、デジタル推進課担当課長に対し、端末機の操作記録の提出を求めることができる。

(検索の中止)

第12条 市民課担当課長は、前条の規定による確認の結果、検索要望書に記入されている内容と異なる利用をしたことを確認したときは、当該利用課の長に対し、検索の中止を求め、若しくは第9条ただし書きの規定により行った承認を取り消すことができる。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市民局長が定める。

付 則

この要綱は、平成5年12月3日から実施する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成17年11月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成19年3月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成23年9月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成24年7月9日から実施する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。